

2010年9月コード委員会レポートにて提示されたコード改正案の概要

OIEより提案された改正章	概要
用語集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に「安楽死」、「獣医関連法規」及び以下の野生動物関連の用語について定義を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 捕獲野生動物(Captive wild animal):表現型(質)は人為選択の有意な影響を受けていないが、捕獲され又はその他の形で、人の監督、管理のもとで生きている動物をいう。 ➢ 野生化した動物(Feral animal):現在は人の管理下にはない又は人から独立した形で生存している元家畜であった動物をいう。 ➢ 野生動物(Wild animal):表現型(質)が人為選択による影響を受けておらず、直接的な人の監督や管理を受けていない動物をいう。 ➢ 野生生物(Wildlife):「野生化した動物(Feral animal)」及び「野生動物(Wild animal)」の総称。 ・ 「抗菌剤」の定義を微修正。
第1.1章 疾病及び疫学的情報の通報	OIEリスト疾病の発生について、各種通報(24時間以内に行う緊急通報やそのフォローアップ通報及び定期通報など)は、国の代表(CVO)の責任の下、獣医当局が行うと修正。
第1.2章 リスト疾病の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスト疾病から、レプトスピラ症、テツシェン病(エンテロウイルス性脳脊髄炎)、家きんコレラ及びマレック病を削除(該当コードも削除)。シカ慢性消耗病を追加。 ・ また、リスト疾病に指定されていないアヒルウイルス性肝炎及び鳥結核のコードを削除。
第1.6章 OIEリスト疾病のステータス:自ら宣言及び公式認定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫については、個別(詳細)資料のとおり。 ・ アフリカ馬疫に関する公式認定の手続きに関する記載を追加。 ・ 牛肺疫の清浄国の公式認定に必要な輸入管理措置の対象として「精液、未受精卵及び受精卵」を追加。
第3.1章 獣医サービス	文言の微修正。

OIEより提案された改正章	概要
第3.2章 獣医サービスの評価	文言の微修正。
第3.3章 獣医関連法規(新規章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインからコードに変更。各国の獣医関連法規がどうあるべきか規定した章。 ・ 獣医関連法規について、法令としての位置づけ(罰則などの要件などを含む)や規定すべき事項(獣医師・獣医助手、動物疾病、アニマルウェルフェア、動物用医薬品など)について明示。
第3.4章 コミュニケーション(新規章)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OIEに関連する事項についてどのようにコミュニケーションをとるべきか規定した新規章。 ・ コミュニケーションを行う際の原則、人材や財源といった必要な要素及びコミュニケーションシステムの管理(コミュニケーション実施単位ごとの役割や責任・戦略や計画)等について規定。
第4.2章 トレーサビリティを達成するための個体識別システムの設計及び実施	文言の微修正。
第4.3章 ゾーニング及びコンパートメント化	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンパートメントの設置等のために輸出国が実施すべき評価の対象として「生産システム」を追加。 ・ プロテクションゾーンで行われる措置を決める際に考慮すべき事項として、「早期発見の確保」を追加。 ・ プロテクションゾーンにおける動物の個体識別及び追跡について、プロテクションゾーン内の動物が他の個体群から識別できることを追加。 ・ プロテクションゾーンにおけるサーベイランスの対象にベクターを追加。 ・ その他文言の微修正等。
第4.4章 コンパートメント化の適用	文言の微修正。
第4.6章 牛、小反芻獣及び豚の精液の収集及び調整	エンテロウイルス性脳脊髄炎のリスト疾病からの削除に伴う記載の削除。
第4.14章 ミツバチの衛生及び疾病セキュリティー手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出用ミツバチの承認要件から「養蜂場が、少なくとも過去2年間、半径50キロ以内にバロア病の症例が報告されていない地域の中心に位置していること」を削除。 ・ 同じく承認要件である総合的な検査について、「年3回」から「年2回」に減少させる一方、検査率として「少なくとも巣箱の10%」を追加。 ・ その他文言の微修正。

OIEより提案された改正章	概要
第5.2章 証明手続き	文言の微修正。
第5.X章 加熱処理済みの常温保存のペットフードにおけるOIEリスト疾病の管理(新規章)	個別(詳細)資料のとおり。
第6.3章 動物用飼料における動物衛生及び公衆衛生上の危害管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料のすべての表示事項が立証可能であることを追加。 ・ 文言の微修正。
第6.4章 家禽生産におけるバイオセキュリティ手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に飼育施設及び施設における業務に関して推奨事項を追記。主なものは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 処理されていない敷地内の汚水等は、水禽類の生息地に排出されないこと。 ➢ すべての施設は文書化されたバイオセキュリティ計画を有すべき。 ➢ 施設の職員は、基礎的な訓練を受ける機会を得て、動物衛生、公衆衛生及び食品安全の観点からのバイオセキュリティについて理解すべき。 ➢ 群間の餌の移動は避けるべき。 ・ 病原体のさらなる拡散を防止するために、「感染が確認された個体」に加え、「感染の疑いがある個体」も隔離等の対象として追加。 ・ 疾病群の鳥の生鳥市場への持ち込みを禁止する規定を追加。
第6.5章 家禽におけるサルモネラの予防、検出及び管理	加熱処理あるいは殺菌処理を行った飼料の使用を推奨する旨規定していたところ、加熱処理を行った飼料を第一に使用し、加熱処理が不可能な場合に殺菌処理を行った飼料を使用するよう修正。
第7.3章 動物の陸上輸送	文言の微修正。

OIEより提案された改正章	概要
第7.4章 動物の空輸	動物の空輸に使われるパレットの面積について、具体的な数値を削除。
第7.5章 動物のと殺	<p>一時待機所に関する記載を修正。主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機用の囲いがあることを推奨していたところ、「高い処理能力を有すると殺場の場合には」を追加 ・ すぐにと殺をしない動物に対して餌などを与えることを推奨していたところ、「12時間以内にと殺をされない動物」と具体的な数値を追加。
第7.6章 疾病管理目的の動物の殺処分	文言の微修正。
第7.7章 野犬の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「野犬管理は狂犬病コントロールプログラムの不可欠な一部である」との記述を追加 ・ 「安楽死」の定義等を削除。
第7.8章 研究及び教育における動物の利用	実験動物の監督枠組みのうち、倫理的なレビューを行う委員会について、働く全ての者の独立性及び公平性を担保するよう考慮しなくてはならない旨を追記。
第8.1章 炭疽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反すう動物、馬科動物及び豚の毛は、規定された不活化法で処理されれば、輸出条件を満たすものと修正。 ・ 肉粉及び肉骨粉中の炭素の不活化のための温度及び時間を修正。 ・ 羊毛及び獣毛の不活化方法にガンマ線照射を追加。
第8.2章 オーエスキー病	発生後の清浄ステータスを回復するための検査範囲等について、「発生施設を中心とする半径5キロ」から「発生施設を中心とする事前に規定された半径」に修正。
第8.3章 ブルータング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染地域から血清陽性動物を輸入しても、発送前少なくとも 60 日前までに実施されたサーベイランスによって、ブルータングウイルス伝染(感染)の証拠が認められなかった群からの輸入であった場合には、その国の清浄ステータスを失うことはない旨を追加。 ・ また、そのような動物は、輸送中ヌカカの攻撃から防護されていれば、輸入条件を満たすことを追加。 ・ ヌカカの攻撃から施設を防護するための最低限の方法を追加。

OIEより提案された改正章	概要
第8.5章 口蹄疫	個別(詳細)資料のとおり。
第8.10章 狂犬病	個別(詳細)資料のとおり。
第8.15章 水胞性口炎	文言の微修正。
第9.1章 アカリンダニ症	<ul style="list-style-type: none"> ・「検討中」との条件付けで記載されていたアカリンダニ症清浄コンパートメントの概念を削除。 ・女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関する勧告において、その産地の条件に第4.14.3条(輸出用養蜂場の認可条件)で述べられている条件を満たす農場を追加。 ・その他文言の微修正。
第9.2章 アメリカ腐疽病	<ul style="list-style-type: none"> ・「検討中」との条件付きで記載されていたアメリカ腐疽病清浄コンパートメントの概念を削除。 ・女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関する勧告において、その産地の条件に第4.14.3条(輸出用養蜂場の認可条件)で述べられている条件を満たす農場を追加。
第9.3章 ヨーロッパ腐疽病	<ul style="list-style-type: none"> ・「検討中」との条件付きで記載されていたヨーロッパ腐疽病清浄コンパートメントの概念を削除。 ・女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関する勧告において、その産地の条件に第4.14.3条(輸出用養蜂場の認可条件)で述べられている条件を満たす農場を追加。
第9.4章 スモール・ハイブ・ビートル症	文言の微修正。
第9.5章 ミツバチトゲダニ	<ul style="list-style-type: none"> ・安全物品として「人の消費用の花粉、プロポリス及びロイヤルゼリー」を新たに追加。 ・「検討中」との条件付けで記載されていたミツバチトゲダニ清浄コンパートメントの概念を削除。 ・蜂の巣と共に輸入される女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関する勧告において、その産地の条件に第4.14.3条(輸出用養蜂場の認可条件)で述べられている条件を満たす農場を追加。 ・蜂の巣を伴わずに輸入される女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関し、当該個体が巣及び巣に出入りするハチから隔離されていた期間を7日間から21日間に変更。 ・使用済み養蜂用施設の輸入に関し、ミツバチからの隔離期間を発送前7日間から発送前21日間に変更。

OIEより提案された改正章	概要
第9.6章 バロア病	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全物品として「人の消費用の花粉、プロポリス及びロイヤルゼリー」を追加。 ・ 「検討中」との条件付けで記載されていたバロア病清浄コンパートメントの概念を削除。 ・ 蜂の巣無しで女王蜂、働き蜂、繁殖用雄蜂の生体の輸入に関する勧告において、その産地の条件に第9.6.4.bis条(バロア病清浄養蜂場の条件)で述べられているを満たす農場を追加。
第10.4章 鳥インフルエンザ	記載の整理。
第10.13章 ニューカッスル病	記載の整理。
第11.12章 ランピースキン病	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全物品として「乳及び乳製品」と「肉及び肉製品」を規定。 ・ 清浄国の条件として、「過去3年間ランピースキン病に対するワクチン接種が行われていないこと」及び「物品が本章にしたがい輸入されていること」を追加。 ・ 清浄国が発生国から輸入を禁止できる物品(「牛科の家畜及び野生動物」、「牛科の動物の精液」)を削除。 ・ 発生国からの家畜牛の輸出に関して「船積み前30日間はワクチンを接種していないこと」としていたところ、「船積み前14日以内に陸生マニュアルに従った検査を実施し陰性であること」に変更。 ・ 発生国からの牛の精液及び胚及び卵母細胞の輸入に関する条件(ワクチン接種又は非接種で抗体陰性等)を変更。
第12.1章 アフリカ馬疫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清浄国・地域要件を満たした場合には、新たにOIEによって公式認定されることとされた。 ・ 清浄国・地域の要件(サーベイランス地域の設定等)や封じ込め地域の設定要件等を追加。 ・ 季節性清浄地域及び汚染国・地域からの馬科動物の輸出条件への「輸出前のヌカカの攻撃からの防御期間」の追加。 ・ ヌカカの攻撃からの防御施設、空路輸送の要件の追加。

OIEより提案された改正章	概要
第12.6章 馬インフルエンザ	馬インフルエンザの清浄国等の要件として、「適切な移動管理がなされていること」が追加。
第12.9章 馬ウイルス性動脈炎	精液に輸入に関し、抗体価を調べるための血液サンプルの採取間隔を14日間以上と明記。
第14.5章 流産性クラミジア感染症(流行性羊流産、羊クラミジア症)	タイトル、文言の微修正。
第14.9章 スクレイパー	文言の微修正。
第15.2章 豚コレラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生豚の生鮮肉の輸入条件について、由来動物のウイルス学的検査等を求めることができる場合を、「野生豚群の清浄ステータスを保証することができない」場合に限られる旨修正。 ・ サーベイランスの要件、方法等の記載について、OIE科学委員会の助言により整理。
第15.4章 豚水胞病	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豚水胞病の自然宿主は豚のみと新たに規定。また、「OIEコードにおいては、豚水胞病を家畜豚の感染症とする」と定義し、野生豚をコードの対象から除外。 ・ 「加盟国は、野生豚における豚水胞病の感染の通報に応じて貿易禁止を課さない」との規定を追加。 ・ 清浄国・地域・コンパートメントの要件を新たに規定。 ・ 豚水胞病汚染国等からの肉製品の輸入に対する加熱処理条件等を新たに規定。 ・ サーベイランスの要件、方法等について、豚コレラの規定に合わせて追加。
「アニマルウェルファアとブロイラー生産システム」のコード草案	個別(詳細)資料のとおり。